

プロジェクト リース

項目 第 144 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 144 回リース会計専門委員会（2024 年 2 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

セール・アンド・リースバック取引（一定期間にわたり充足される履行義務に関する取扱い等）

（一定期間にわたり充足される履行義務に関する取扱い）

2. リースバックがフルペイアウトであり、かつ、耐用年数のほとんどをリースバックする場合、当該取引は売手が買い戻す義務を有している取引と経済実態は変わらないにもかかわらず、それぞれの会計処理が異なることになる可能性がありストラクチャリングが行われる懸念がある。
3. 例えば公共施設等運営事業などの類似の取引において、本適用指針案 BC74 項から BC76 項の整理で問題が生じないかの確認をしておく必要があると考える。

（転リース取引におけるセール・アンド・リースバック取引に係る取扱い）

4. 事務局提案に同意する。
5. 収益認識の要件に関して、企業会計基準適用指針第 16 号第 50 項後段の取引は、日本公認会計士協会が公表していた「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」で中間的な貸手が信用保証しているような狭い範囲を想定して定めていた取扱いが踏襲されていたものである。事務局提案では当初想定していた取引より適用範囲が広がる懸念がある。
6. 企業会計基準適用指針第 16 号第 50 項後段の取扱いを引き継ぐのであれば、中間的な貸手がリスクや便益がないことも判断した上で認められる処理になると考えられるため、収益認識の要件に関して単に「リースバック取引を考慮せず」という文言とすると誤解を与える可能性があるため、修正が必要と考える。
7. 「転リース取引は機器等のリースについて仲介的な役割を果たす取引である」との記載について、転リース取引にはさまざまな取引が存在するため、転リース取引のすべてが仲介であるかのように言い切ることは適切ではないと考える。

注記事項**(全般)**

8. 財務諸表利用者のニーズに関する財務諸表作成者の理解を促し将来の建設的な議論に活かすために、本会計基準案等の注記事項に関する議論を結論の背景に記載いただきたい。

(開示目的を定めるアプローチ)

9. 事務局提案に同意する。財務諸表作成者の立場から事務局の分析は妥当と考える。

(注記事項の追加の要否)全般

10. 注記事項の追加の要否に関しては情報の有用性及びコストの観点から検討すべきであり、単に国際的に注記事項を定めていないことが本会計基準案等において注記事項を追加しない理由にはならないと考える。また、追加で求める注記事項は会計処理のために収集している情報に関するものと考えており、財務諸表作成者のコスト面の負担は少ないと推察する。

借手のリース期間

11. リース期間の開示の有用性が乏しいという事務局分析に関して、資産除去債務において支出発生までの見込期間が開示されており、情報の有用性は認められていると考える。
12. 加重平均期間による開示は有用性に欠けるという事務局分析に関して、財務諸表利用者はリース期間を多面的に分析したいニーズがあり、業界での平均期間はその一例であると考えている。
13. 会計上の見積りが含まれる延長又は解約オプションの対象期間を含む開示はストラクチャリングの防止効果があると考ええる。
14. リース期間の定量的な情報を開示する前提として、リース期間の算定にあたっての考慮要素のような定性的な情報も開示する必要があると考える。
15. 仮にリース期間を開示する場合、貸借対照表上の使用权資産及びリース負債と紐づく残存リース期間が適切であると考ええる。

使用权資産及びリース負債の(期首残高から期末残高までの)増減表

16. 増減表はキャッシュ・フロー計算書が作成される過程で分析されるものであり、財務諸表作成者に追加のコスト負担があるのか疑問である。

セール・アンド・リースバック取引に係る資産の売却価額

17. 取引の実態を把握する上では、資産の譲渡に係る売却益のみの情報では十分ではなく、資産の売却価額の情報も必要であると考ええる。

サブリース取引に関する損益（粗利益）情報

18. サブリース取引に関しては、収益の情報よりも損益の情報の方が有用性は高いと考える。
19. サブリース取引をセグメント情報として注記することは考えにくいいため、本適用指針案において損益の情報開示を求めない理由は再度検討が必要と考えられる。

(短期リースに関する注記)

20. 短期リースに関する注記に関しては、短期かつ少額リースを注記の対象に含めない方法を原則とすべきと考える。また、実務ではオフバランスの短期リースと少額リースを区分管理していない場合があるため、公開草案と同様に短期リースにすべての少額リースを含めて注記することを認めるべきと考える。
21. 短期リースと少額リースの情報価値は異なるため、仮に短期リースのうち少額リースの開示を免除することを認めるのであれば、会計方針として原則と例外のどちらを採用しているか開示を求めることが望ましいと考える。

以 上